

騒音規制法第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の指定

平成二十四年 月 日
佐倉市告示第 号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）別表の備考の規定により、区域を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の a 区域、b 区域及び c 区域	市長が定めた区域
a 区域	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成二十四年佐倉市告示第 号）に定める第一種区域
b 区域	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成二十四年佐倉市告示第 号）に定める第二種区域
c 区域	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成二十四年佐倉市告示第 号）に定める第三種区域及び第四種区域